

「改正商標法(平成27年4月1日施行)の下における「新しい商標」制度の現状分析と「意匠」との新たな関係」

平成27年4月1日に改正商標法が施行され、立体商標に加えて、色彩商標、音商標、位置商標、動き商標、ホログラム商標が保護されるようになりました。

第1部では、新しい商標の出願動向を分析し、出願する場合の留意点、拒絶理由への対応方法について解説します。

改正商標法の下では、デザインについて、一定の要件を満たせば、「全体意匠」または「立体商標」、「部分意匠」または「位置商標」、「動的意匠」または「動き商標」として保護することが可能になりました。

しかしながら、意匠法と商標法では保護法益が異なりますので、その登録要件、侵害判断基準も異なります。

第2部では、このような商標と意匠の新たな関係について、基本構造の違いを踏まえて、各項目毎に解説します。

第3部では、改正法前から保護されている、キャッチフレーズ、インターネット、キャラクター、アイコン等からなる商標の保護範囲について、侵害事例を交えて解説します。

奮ってご応募いただきますようお願い申し上げます。

【主催】 一般社団法人大阪発明協会

【開催日】 平成28年1月29日（金）10:00～17:00

【開催場所】 大阪大学中之島センター 5階講義室507

大阪市北区中之島 4-3-53 06-6444-2100

【講師】 青木 博通 氏（ユアサハラ法律特許事務所 パートナー弁理士）

【定員】 50名（定員になり次第締め切ります。）

【参加料】 会員13,500円（一般21,000円）（テキスト代、消費税8%込）

※ 2名以上お申込みの場合、2人目から50%引き（大阪発明協会法人会員のみ）

②(1) 3日以内のキャンセルの場合、受講料はお返しできませんので予めご了承下さい。

(2) 聴講券、納品書又は請求書は、講座開催日の10日前頃に郵送いたします。

(3) 他府県発明協会会員でも会員料金で受講できます。

【プログラム（案）】

第1部 「新しい商標」制度の現状分析と対応策

1. 新しい商標（色彩、音、位置、動き、ホログラム）の出願動向の分析

2. 新しい商標を出願する場合の留意点

3. 新しい商標の今後の対応策（拒絶理由、情報提供、異議、無効審判）

第2部 意匠と商標との新たな関係

1. はじめに
2. 意匠法と商標法の比較
3. 全体意匠と立体商標との比較
4. 部分意匠と位置商標との比較
5. 動的意匠と動き商標との比較
6. 意匠権と商標権の侵害判断基準の違い
7. 国際登録制度の違い（「ハーグ」と「マドプロ」）
8. 意匠調査、意匠出願をする場合の注意点（意匠なのか商標なのか）
9. まとめ

第3部 改正法前から保護されている新しい商標の保護範囲

1. キャッチフレーズ商標
2. インターネット商標
3. キャラクター商標
4. アイコン商標
5. 立体商標
6. 小売等役務商標
7. 地域団体商標と地理的表示
8. パロディ商標

-----切り取り線-----

大阪発明協会 企画サービスグループ行き		FAX 06-6479-3930	
<h2 style="margin: 0;">中級向け 知的財産セミナー 申込書</h2> <p style="margin: 0;">2016年1月29日開催 「改正商標法(平成27年4月1日施行)の下における「新しい商標」制度の現状分析と「意匠」との新たな関係」</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">申込日 平成 年 月 日</p>			
会社名 又は氏名		部署名及び 連絡担当者	
ご住所 〒			
TEL		FAX	
受講者氏名		所属部署名	実務経験年数
e-mail		ご専門 (例)電気機械	
受講者氏名		所属部署名	実務経験年数
e-mail		ご専門 (例)電気機械	
<p>※お申し込み者宛に、国の説明会、講座・セミナーほかの情報をご案内させていただく場合があります。なお、案内などを希望されない場合は、当協会へお申し付けください。</p> <p>※許可なくして講義内容を録音することを固く禁じます。</p>			

お支払方法 (予納金・現金・銀行振込)

1. 請求書 (要 不要)

振込先銀行 三井住友銀行 大阪本店営業部 普通預金 7900182

三菱東京UFJ銀行 中之島支店 普通預金 0042472

2. 予納金処理の方 得意先コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

会員・非会員の区別(法人会員・個人会員) 発明協会・一般